玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進することを目的として、耐震補強設計及び耐震改修工事を実施する本町内の既存木造住宅の所有者等に対して、予算の範囲内において補助するため、玄海町補助金等交付規則（平成６年玄海町規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法をいう。

(2)　耐震補強設計　耐震改修工事の施工に必要な設計図書及び概算費用を作成することをいう。

(3)　耐震改修工事　既存木造住宅の耐震性を向上させる改修工事であって、その工事後の耐震診断の上部構造評点が１．０以上となる工事をいう。

(4)　住宅の所有者等　住宅の所有者又は当該所有者に代わり耐震補強設計及び耐震改修工事に要する経費を負担する親族等で町長が所有者に準ずると認める者をいう。

（補助の対象者及び住宅）

第３条　補助の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

　(1)　補助金の交付対象となる住宅の所有者等であること。

　(2)　町税等を滞納していないこと。

２　補助金の交付対象となる木造住宅は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1)　町内に存在するもの

(2)　国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものでないもの

(3)　昭和５６年５月３１日以前に着工されているもの

(4)　延べ面積の２分の１を超える部分が自己の居住の用に供されているもの

(5)　地上階数が２以下のもの

(6)　耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満のもの

（補助対象経費及び補助率並びに住宅の所有者等）

第４条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 住宅の所有者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4)　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　住宅の所有者等は、前項の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象となる事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　耐震補強設計に係る補助金を受ける場合

ア　事業実施計画書（様式第２号の１）

イ　見積書の写し（耐震補強設計に要する費用の分かるもの）

ウ　配置図、平面図、立面図

エ　建築時期が分かる書類

オ　住宅の所有者が分かる書類

カ　誓約書

キ　住宅の外観写真

ク　耐震診断の結果が分かる書類

ケ　同意書（別紙）（補助申請者が住宅等の所有者でないとき）

コ　その他町長が必要と認める書類

(2)　耐震改修工事に係る補助金の交付を受ける場合

　ア　事業実施計画書（様式第２号の２）

イ　見積書の写し（耐震改修に要する費用の分かるもの）

ウ　耐震補強の設計図書

エ　建築時期が分かる書類

オ　住宅の所有者が分かる書類

カ　誓約書

キ　同意書（別紙）（補助申請者が住宅等の所有者でないとき）

ク　その他町長が必要と認める書類

２　玄海町木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱又は本要綱の交付を受けた者は、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

３　同一の木造住宅に係る補助は、第１項に掲げる各号につき、１回限り受けることができるものとする。

（補助金交付の条件）

第６条　規則第５条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

(1)　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2)　補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(5)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

２　前項第２号及び第３号の規定により町長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第７条　町長は、第４条の申請書の提出があったときは、補助金交付決定通知書（様式第４号）により交付の決定を通知するものとする。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（中止・廃止）通知書（様式第５号）により交付決定の内容を変更することができる。

　（実績報告）

第８条　補助事業を行う者は、補助事業が完了した時は、実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　 耐震補強設計に係る補助金の実績報告をする場合

ア　耐震補強工事の内容を示す平面図その他の図面（設計図書）

イ　耐震補強工事後の構造評点及び総合評価を示す書類

ウ　耐震補強設計に要した費用の領収書及び契約書の写し

エ　その他町長が必要と認めた書類

　(2)　 耐震改修工事に係る補助金の実績報告をする場合

ア　竣工図（耐震改修内容が記載されたもの）

イ　工事写真（施工前、施工中、施工後）（補強箇所がわかるもの）

ウ　耐震改修工事費に要した費用の領収書及び契約書の写し

エ　その他町長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定通知）

第９条　町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条　補助事業を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第８号）により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　町長は、住宅の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　町長は、住宅の所有者等が第４条第２項及び第３項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

３　町長は、前２項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書（様式第９条）により申請者に通知するものとする。

４　第１項又は第２項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

５　町長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様式第

１０号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 対象住宅 | 補助対象経費 | 補助率等 | 補助限度額 |
| 耐震補強設計 | 木造住宅 | 国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ－１６－（１２）－①住宅・住宅耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる事業の内、次に係る経費(1)　住宅の耐震化のための計画の策定 | 補助対象経費の３分の２以内　　 | ８９，０００円 |
| 耐震改修工事 | 木造住宅 | 国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ－１６－（１２）－①住宅・住宅耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる事業の内、第４項に掲げる経費 | 補助対象経費の２３％以内 | ３４４，０００円 |

様式第１号（第５条関係）

平成　　年　月　日

玄海町長　様

住　　所

申請者　 氏　　名 　　　　　 印

電話番号

補助金交付申請書

玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

なお、申請に伴う審査にあたり、町が住民基本台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の概要 | 名　称所在地　　玄海町大字 |
| 補助金の区分 | □　耐震補強設計□　耐震改修工事 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　円 |
| ※補助事業利用の有無 | □耐震診断事業（　　　年度）□耐震補強設計事業（　　　年度） |

※添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 耐震補強設計に係る補助金を受ける場合　□　事業実施計画書（様式第２号の１）　□　見積書の写し（耐震補強設計に要する費用の分かるもの）□　配置図、平面図、立面図□　建築時期が分かる書類　□　住宅の所有者が分かる書類　□　誓約書　□　住宅の外観写真□　耐震診断の結果が分かる書類□　同意書（別紙）（補助申請者が住宅等の所有者でないとき）　□　その他町長が必要と認める書類 | 耐震改修工事に係る補助金の交付を受ける場合□　事業実施計画書（様式第２号の２）　□　見積書の写し（耐震改修に要する費用の分かるもの）□　耐震補強の設計図書□　建築時期が分かる書類　□　住宅の所有者が分かる書類□　誓約書　□　同意書（別紙）（補助申請者が住宅等の所有者でないとき）□　その他町長が必要と認める書類 |

様式第２号の１（第５条関係）

　　年　　月　　日

事業実施計画書（新規・変更）（耐震補強設計）

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の概要 | 名　称所在地　　玄海町大字 |
| 住宅の所有者 | 住所：氏名： |
| 補助対象住宅 | 建築確認 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　　第　　　　　号 |
| 建築時期 | 　　　　　　年　　　月頃 |
| 用　　途 | □専用住宅　□併用住宅（住宅部分の延べ床面積　　　　　㎡） |
| 構　　造 |  |
| 規　　模 | 地上　　　階 | 建築面積　　　　　　　㎡ | 延べ床面積　　　　　　　㎡ |
| 耐震診断結果 | 上部構造評点 | １階　X方向　　　 点　　Y方向　　 　点２階　X方向　　 　点　　Y方向　　 　点 |
| 　点 |
| 耐震診断者氏名 | 所属：　　　　　　　　　　　　　　氏名： |
| 予定事業費用 | 総設計費　　　　　　　　　　円 |
| （うち耐震補強設計に要する費用　　　　　　　　　　円） |
| 事業予定期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 補強設計予定建築士事務所 | 事務所名　　　　　　　　　　　　　　登録第　　　　　　号所在地　電話番号 |
| 予定建築士 | 資　格（1級・2級・木造）建築士（　　　　）登録第　　　　号氏　名講習会修了番号 (種類) |
| 建築図書の有無 | 意匠図面　　（　□全部有り　□一部有り　□無し　）構造図面　　（　□全部有り　□一部有り　□無し　）構造計算書　　（　□全部有り　□一部有り　□無し　） |

様式第２号の２（第５条関係）

　　年　　月　　日

事業実施計画書（新規・変更）（耐震改修工事）

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の概要 | 名　称所在地　　玄海町大字　 |
| 住宅の所有者 | 住所氏名（申請者と所有者の関係）：　　　　　　　 |
| 補助対象建築物 | 建築確認 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　　第　　　　　号 |
| 建築時期 | 　　　　　　年　　　月頃 |
| 用　　途 | □専用住宅　　□併用住宅（住宅部分の延べ床面積　　　　　㎡） |
| 構　　造 |  |
| 規　　模 | 　地上　　　階 | 建築面積　　　　　　　㎡ | 延べ床面積　　　　　　　㎡ |
| 予定事業費 | 総工事費　　　　　　　　　　円 |
| （うち耐震改修工事に要する費用　　　　　　　　　　円） |
| 事業余予定期間 | 　　　　年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日 |
| 補強設計作成者 | 資　格（1級・2級・木造）建築士（　　　　）登録第　　　　号氏　名所属会社名称 |
| 施工者 | 会社名 |  |
| 住所 |  |
| 担当者氏名 | 連絡先　 |
| 診断時 | 総合評点 | 階数 | 方向 | 保有耐力 | 必要耐力 | 上部構造評点 |
|  | １ | X |  |  |  |
| Y |  |  |  |
| ２ | X |  |  |  |
| Y |  |  |  |
| 設計値 | 総合評点 | 階数 | 方向 | 保有耐力 | 必要耐力 | 上部構造評点 |
|  | １ | X |  |  |  |
| Y |  |  |  |
| ２ | X |  |  |  |
| Y |  |  |  |

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

玄海町長　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付玄まち第　　　　号で補助金交付決定があった事業について変更が生じたので、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

１　住宅の名称

２　住宅の所在地　　　　玄海町大字

３　補助事業の区分　　　□　耐震補強設計

□　耐震改修工事

４　変更内容及び理由

５　添付資料

　　　事業実施計画書（変更）

様式第４号（第７条関係）

　玄まち第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　　印

補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　住宅の名称

２　住宅の所在地　　　玄海町大字

３　補助事業の区分　　耐震補強設計　　・　　耐震改修工事

４　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

５　交付の条件

以上

様式第５号（第７条関係）

玄まち第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　　　印

補助金交付変更（中止・廃止）通知書

　　　　　年　　月　　日付け玄　第　　号で決定通知した玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金については、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第７条の規定により下記のとおり変更したので、通知します。

記

１　補助事業の区分　　　耐震補強設計　　・　　耐震改修工事

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

３　変更交付決定額　　　　　　　　　　円

４　変更の理由

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

玄海町長　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

実績報告書

　事業が完了したので、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第８条の規定により下記の関係書類に添えて報告します。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助区分 | 耐震補強設計　・　耐震改修工事　 |
| 住宅の所有者 | 　 |
| 住宅の概要 | 名　称所在地　　玄海町大字　 |
| 住宅の種類 | 　専用住宅　・　併用住宅 |
| 添付書類 | 耐震補強設計 | □　耐震補強工事の内容を示す平面図その他の図面（設計図書）□　耐震補強工事後の構造評点及び総合評価を示す書類□　耐震補強設計に要した費用の領収書及び契約書の写し□　その他町長が必要と認めた書類 |
| 耐震改修工事 | □　竣工図（耐震改修内容が記載されたもの）□　工事写真（施工前、施工中、施工後）（補強箇所がわかるもの）□　耐震改修工事費に要した費用の領収書及び契約書の写し□　その他町長が必要と認めた書類 |

様式第７号（第９条関係）

玄まち第　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　印

補助金確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　補助金の区分　　耐震補強設計　・　耐震改修工事

２　交付決定額　　　　　　　　　　円

３　交付確定額　　　　　　　　　　円

以上

様式第８号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

玄海町長　　様

住　　所

申請 氏　　名　 　 印

電話番号

補助金交付請求書

玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金要綱第１０条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の区分　　耐震補強設計　・　耐震改修工事

３　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　金庫　農協　 | 本店　支店　支所　 |
| 口座の種類 | 普通　・　当座　（当該を○で囲む） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

様式第９号（第１１条関係）

玄まち第　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　印

補助金交付確定額取消通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付額を確定した玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金について、下記により、交付額確定を取り消しましたので、玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

１　補助金の区分　　耐震補強設計　・　耐震改修工事

２　取り消す交付決定の内容

交付決定日　　　　　年　　月　　日　　玄まち第　　　　　号

交付確定額　　　　　　　　　　　円

以上

様式第１０号（第１１条関係）

玄まち第　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　印

補助金返還命令書

玄海町木造住宅耐震改修事業費補助金第１１条の規定により、　　　　年　　月　　日付け玄まち第　　　　　号で取消したことについて、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

１　補助金の区分　　耐震補強設計　・　耐震改修工事

２　返還期限　　　　　　年　　月　　日

３　返還額　　　　　　　　　　　　円

以上

別紙

同意書

年　　月　　日

玄海町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（所有者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

私が所有する下記の住宅について、（申請者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　が、（耐震補強設計　・　耐震改修工事）を行うことに同意します。

記

　住宅の名称

住宅の所在地　　玄海町大字

以上